

提案条例説明資料

(追加提出分)

平成30年12月
浜田市議会定例会

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第 81 号																													
2	題名	浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部を改正する条例																													
3	目的・理由	平成 30 年人事院勧告及び平成 30 年島根県人事委員会勧告を考慮し、特定任期付職員の給料月額及び期末手当の支給割合並びに一般職の職員の給料表、初任給調整手当・宿日直手当の支給限度額、期末手当及び勤勉手当の支給割合について、所要の改正を行うものです。																													
4	概要	<p>1 浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第 1 条）</p> <p>(1) 特定任期付職員の給料月額の改正（第 6 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>373,000 円</td> <td>374,000 円（1,000 円増）</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>421,000 円</td> <td>422,000 円（1,000 円増）</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>471,000 円</td> <td>472,000 円（1,000 円増）</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>532,000 円</td> <td>533,000 円（1,000 円増）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 期末手当の支給割合の改正（第 7 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支給期</th> <th rowspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31 年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td> <td>100 分の 157.5</td> <td>100 分の 157.5</td> <td>100 分の 160 (100 分の 2.5 増)</td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td>100 分の 157.5</td> <td>100 分の 162.5 (100 分の 5 増)</td> <td>100 分の 160 (100 分の 2.5 減)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 浜田市職員の給与の支給に関する条例の一部改正（第 2 条）</p> <p>(1) 給料表の改正（別表第 1、別表第 2 関係）</p> <p>ア 改正の概要</p> <p>国が平成 30 年 4 月 1 日から適用する俸給表に準</p>	号給	改正前	改正後	1	373,000 円	374,000 円（1,000 円増）	2	421,000 円	422,000 円（1,000 円増）	3	471,000 円	472,000 円（1,000 円増）	4	532,000 円	533,000 円（1,000 円増）	支給期	現行	改正後		平成 30 年度	平成 31 年度以降	6 月期	100 分の 157.5	100 分の 157.5	100 分の 160 (100 分の 2.5 増)	12 月期	100 分の 157.5	100 分の 162.5 (100 分の 5 増)	100 分の 160 (100 分の 2.5 減)
号給	改正前	改正後																													
1	373,000 円	374,000 円（1,000 円増）																													
2	421,000 円	422,000 円（1,000 円増）																													
3	471,000 円	472,000 円（1,000 円増）																													
4	532,000 円	533,000 円（1,000 円増）																													
支給期	現行	改正後																													
		平成 30 年度	平成 31 年度以降																												
6 月期	100 分の 157.5	100 分の 157.5	100 分の 160 (100 分の 2.5 増)																												
12 月期	100 分の 157.5	100 分の 162.5 (100 分の 5 増)	100 分の 160 (100 分の 2.5 減)																												

じ、400 円の引上げを基本に改正する（初任給を 1,500 円、若年層についても 1,000 円程度の引上げ）。

イ 改正の対象範囲（再任用職員を含む。）

（ア） 行政職 1 級から 7 級までの職務の級の全部を対象

（イ） 医療職 1 級から 4 級までの職務の級の全部を対象

(2) 医療職給料表の適用を受ける職員に支給される初任給調整手当の支給限度額の改正（第 11 条関係）

414,300 円 ⇒ 414,800 円（500 円増）

(3) 宿日直勤務を命ぜられた職員に支給される勤務 1 回に係る宿日直手当の支給限度額の改正（第 24 条関係）

4,200 円 ⇒ 4,400 円（200 円増）

20,000 円 ⇒ 21,000 円（1,000 円増）※医師の場合

(4) 期末手当の支給割合の改正（第 26 条関係）

ア 再任用職員以外の職員

支給期	現行	改正後 (平成 31 年度以降)
6 月期	100 分の 122.5	100 分の 130 (100 分の 7.5 増)
12 月期	100 分の 137.5	100 分の 130 (100 分の 7.5 減)

イ 再任用職員

支給期	現行	改正後 (平成 31 年度以降)
6 月期	100 分の 65	100 分の 72.5 (100 分の 7.5 増)
12 月期	100 分の 80	100 分の 72.5 (100 分の 7.5 減)

		<p>(5) 勤勉手当の支給割合の改正（第 29 条関係）</p> <p>ア 再任用職員以外の職員</p> <table border="1" data-bbox="544 302 1401 642"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支給期</th> <th rowspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31 年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td> <td>100 分の 90</td> <td>100 分の 90</td> <td>100 分の 92.5 (100 分の 2.5 増)</td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td>100 分の 90</td> <td>100 分の 95 (100 分の 5 増)</td> <td>100 分の 92.5 (100 分の 2.5 減)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 再任用職員</p> <table border="1" data-bbox="544 698 1401 1039"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支給期</th> <th rowspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31 年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td> <td>100 分の 42.5</td> <td>100 分の 42.5</td> <td>100 分の 45 (100 分の 2.5 増)</td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td>100 分の 42.5</td> <td>100 分の 47.5 (100 分の 5 増)</td> <td>100 分の 45 (100 分の 2.5 減)</td> </tr> </tbody> </table>	支給期	現行	改正後		平成 30 年度	平成 31 年度以降	6 月期	100 分の 90	100 分の 90	100 分の 92.5 (100 分の 2.5 増)	12 月期	100 分の 90	100 分の 95 (100 分の 5 増)	100 分の 92.5 (100 分の 2.5 減)	支給期	現行	改正後		平成 30 年度	平成 31 年度以降	6 月期	100 分の 42.5	100 分の 42.5	100 分の 45 (100 分の 2.5 増)	12 月期	100 分の 42.5	100 分の 47.5 (100 分の 5 増)	100 分の 45 (100 分の 2.5 減)
支給期	現行	改正後																												
		平成 30 年度	平成 31 年度以降																											
6 月期	100 分の 90	100 分の 90	100 分の 92.5 (100 分の 2.5 増)																											
12 月期	100 分の 90	100 分の 95 (100 分の 5 増)	100 分の 92.5 (100 分の 2.5 減)																											
支給期	現行	改正後																												
		平成 30 年度	平成 31 年度以降																											
6 月期	100 分の 42.5	100 分の 42.5	100 分の 45 (100 分の 2.5 増)																											
12 月期	100 分の 42.5	100 分の 47.5 (100 分の 5 増)	100 分の 45 (100 分の 2.5 減)																											
5	<p>5 施行期日等</p>	<p>1 施行期日 公布の日</p> <p>2 適用期日</p> <p>(1) 特定任期付職員</p> <p>ア 給料月額改正規定 平成 30 年 4 月 1 日</p> <p>イ 期末手当改正規定 平成 30 年 12 月 1 日</p> <p>(2) 一般職の職員</p> <p>ア 給料表、初任給調整手当及び宿日直手当改正規定 平成 30 年 4 月 1 日</p> <p>イ 勤勉手当改正規定 平成 30 年 12 月 1 日</p>																												

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第 82 号		
2	題名	浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例		
3	目的・理由	平成 30 年人事院勧告、平成 30 年島根県人事委員会勧告、一般職の給与改正等を考慮し、期末手当の支給割合について、所要の改正を行うものです。		
4	概要	期末手当の支給割合の改正（第 4 条関係）		
		支給期	現行	改正後
				平成 30 年度
	6 月期	100 分の 150	100 分の 150	100 分の 160 (100 分の 10 増)
	12 月期	100 分の 165	100 分の 170 (100 分の 5 増)	100 分の 160 (100 分の 10 減)
5	施行期日等	1	施行期日	公布の日
		2	適用期日	平成 30 年 12 月 1 日

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第 83 号			
2	題名	浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例			
3	目的・理由	平成 30 年人事院勧告、平成 30 年島根県人事委員会勧告、一般職の給与改正等を考慮し、期末手当の支給割合について、所要の改正を行うものです。			
4	概要	期末手当の支給割合の改正（第 4 条関係）			
		支給期	現行	改正後	
				平成 30 年度	平成 31 年度以降
		6 月期	100 分の 150	100 分の 150	100 分の 160 (100 分の 10 増)
12 月期	100 分の 165	100 分の 170 (100 分の 5 増)	100 分の 160 (100 分の 10 減)		
5	施行期日等	1	施行期日	公布の日	
		2	適用期日	平成 30 年 12 月 1 日	